

## 広告付き窓口番号案内表示システムの無償提供者募集要項

静岡市葵区役所に設置する広告付き窓口番号案内表示システム(以下「システム」という。)の無償提供者を募集します。

### 1 目的

来庁者窓口の混雑緩和とスムーズな案内、待ち時間の快適化を目的に、老朽化した葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課の窓口番号案内表示機の更新を行うもので、システムを無償で提供し、その一部を活用して広告事業を実施する事業者(以下「システム提供者」という。)を募集します。

### 2 システムの概要

#### (1) 構成(詳細は仕様書のとおり)

- ア 受付番号発券機
- イ 受付番号呼出機、受付番号案内表示パネル
- ウ 交付番号呼出機、交付番号案内表示モニター
- エ 広告モニター

#### (2) 用途

葵区役所戸籍住民課において、証明書の交付等を申請する市民に対し、受付番号札の交付、受付への呼出、証明書等の発行の番号表示を行うとともに、広告や行政情報を放映します。

また、葵区役所保険年金課において、国民健康保険等の手続きの申請をする市民に対し、受付番号札の交付及び受付への呼出を行うとともに、広告や行政情報を放映します。

#### (3) システムの設置期間

設置の日から平成33年4月30日とする。ただし、市とシステム提供者間で合意したときは、期間を延長することができる。

#### (4) 設置場所

静岡市葵区追手町5番1号

葵区役所1階 戸籍住民課窓口及び待合スペース並びに保険年金課窓口  
(別紙 葵区役所戸籍住民課及び保険年金課機器設置予定図(案)を参照。)

※広告モニターについては、葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課のほか、城東市民サービスコーナー、東部市民サービスコーナーにも設置できます。 #

《システムの設置例》 葵区役所戸籍住民課（イメージ）



3 システム無償提供のメリット

- (1) 葵区役所戸籍住民課及び葵区役所保険年金課において手続き待ちの市民に対し、広告を放映することができます。
- (2) システム提供者及び広告主が、公共事業に協力していることをアピールすることができます。

《参考》 年間の手続き件数

	窓口の事務	平成26年度 件数
葵区役所戸籍住民課	証明件数	262,116件
	届出件数	73,134件
葵区役所保険年金課	国保、後期高齢関係	68,973件
	収納関係	10,007件
	年金関係	17,840件
城東市民サービスコーナー	証明件数	24,208件
	届出件数	978件
東部市民サービスコーナー	証明件数	31,042件
	届出件数	—

4 広告の審査、放映の条件等  
別紙「仕様書」のとおり

5 広告付き窓口番号案内表示システムの無償提供者募集の申込書等の提出

(1) 提出期限

平成28年1月12日（火）午後5時必着

## (2) 提出書類

- ア 静岡市葵区役所広告付き窓口番号案内表示システム無償提供申込書（様式1）
- イ 会社の登記事項証明書
- ウ 会社概要
- エ 決算報告書（直近のもの2年分）
- オ 納税証明書（本社所在地分）

法人税と消費税及び地方消費税（その3の3）、市町村民税等

※証明書等は発行後3か月以内のもの。

### カ 提案書（様式問わず）

提案書に次の事項を記載してください。

なお、提案書には仕様書に示した機能、要件、台数を満たしたうえで、申込者が提案する内容を具体的に記載してください。（広告料の納付を提案する場合は納付額、備品や付属品がある場合はその機能、台数等を明記してください。）

- ①事業概要
  - ②設置機器等の仕様及び機能及び広告モニターに広告映像を放映する際に消費する時間電気量
  - ③発券機の設置を伴う広告付き窓口番号案内表示システムの稼働実績（市区町村数）
  - ④広告の募集方法
  - ⑤広告内容の審査体制及び市への事前の提示方法
- ※審査基準等を併せて提出してください。
- ⑥行政情報及び広告映像の作成・放映方法
  - ⑦放映する行政情報及び広告映像の構成
  - ⑧行政情報の作成例（画面見本）
  - ⑨その他独自の提案・工夫（広告放映料の納付額）などのアピールしたい事項 #
  - ⑩機器トラブル等の問題発生時の対応方法等
- 緊急時の連絡先事業所、対応責任者
- ⑪システム稼働までのスケジュール
  - ⑫協定書（案）

## (3) 申込対象者

事業者又は広告代理店

## (4) 申込方法

### ア 部数等

提出部数は2部とする。（正本1部、副本1部）ただし、提案書については、A4サイズとし、ページ番号をつけ、8部提出してください。

### イ 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

## (5) 申込できない者

- ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- イ 各種法令に違反している事業者

ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者

エ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者

オ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者

ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

ケ その他、市の施設に広告付き窓口番号案内表示システムを設置する事業者として不適当であると認められる者（収支決算において大きな損失が出ている者や税金の滞納がある者、悪質業者として社会問題となっている者など）

(6) その他

設置予定場所の調査（採寸等）を行う場合は、事前に連絡のうえ、許可を得てください。

6 システム提供者の選定

(1) 評価項目

提出された書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、以下の項目について総合的に評価し、選定します。

ア システム機器等の仕様

イ 設置するモニター機器等の仕様

ウ 広告映像の作成・放映方法

エ 行政情報の作成・放映方法

オ 放映する行政情報の割合

カ 広告内容の審査体制

キ その他、提案の独創性、工夫など（広告放映料の納付額等）#

ク 同種業務の実績

ケ 機器の故障、問い合わせ等への対応体制

コ 城東市民サービスコーナー、東部市民サービスコーナーへの広告モニター増設 #

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 5（1）から（4）までに示す申込期限や提出書類等に不備があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 5（5）申込できない者に該当することが判明した場合

(3) その他

ア 選定の経緯の公表は行いません。また、選定結果に関する問い合わせ及び異議には応じないものとします。

イ 申込に要する費用は、申込者の負担とする。

ウ 提出された書類等は、返還しないものとする。

## 7 スケジュール

- (1) プレゼンテーション 平成28年1月15日（金）の市が指定する時間（30分程度）
- (2) 選定結果通知 平成28年1月下旬（予定）までに通知
- (3) 協定書の締結 平成28年1月下旬（予定）

## 8 システム提供者の責務

- (1) システム提供者は、システム及びシステムで放映する広告等の内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) システム提供者は、広告の放映までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- (3) システム提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- (4) システム提供者は、当該システム及び広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) システム提供者は、システム及び広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態の如何を問わず行ってはならない。

## 9 申込先及び問い合わせ先、質問の受付方法

### (1) 申込先及び問い合わせ先

静岡市葵区役所 1階 戸籍住民課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL：054-221-1061（直通）

Fax：054-221-1064

E-mail [aoi-koseki@city.shizuoka.lg.jp](mailto:aoi-koseki@city.shizuoka.lg.jp)

### (2) 質問の受付方法

平成28年1月6日（水）午後5時15分まで

電子メールにて受付